

支配株主等に関する事項について

2025 年 2 月 14 日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

会社名 J X金属株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 林 陽一

当社の親会社であるENEOSホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2025 年 2 月 14 日現在)

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ENEOS ホールディ ングス(株)	親会社	100.00	0.00	100.00	・株式会社東京証券取引所 プライム市場 ・株式会社名古屋証券取引所 プレミアム市場

2. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

本書提出日時点において当社株式を 100%保有していることから、親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社はENEOSホールディングス株式会社（以下、「ENEOSHD」という。）となります。

3. 非上場の親会社等に関する決算情報の開示の免除の理由

非上場の親会社等に該当する会社はありません。

4. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

- (1) 親会社グループにおける当社の位置付けについて

親会社であるENEOSHDは、「石油製品ほか」、「機能材」、「電気」、「再生可能エネルギー」、「石油・天然ガス開発」及び「金属」の6つのセグメントを定義し、グループ各社に権限委譲を進めることにより自立性・機動性・独立性を高めた業務執行体制を2024年4月より運営しております。各セグメントは事業上の棲み分けがなされており、本書提出日現在、当社グループが推進する金属事業の展開に影響を及ぼす親会社グループにおける競合等は生じておらず、そのような意思決定の公表もありません。

また、当社グループは「J X金属グループ2040年長期ビジョン」に基づき半導体材料・情報通信材料のグローバルリーダーとして持続可能な社会の実現に貢献することを基本方針としており、本書提出日現在において親会社グループ内の他のセグメントと競合する事業を営むことは想定しておりません。

- (2) 親会社グループとの人的関係及び当社の経営意思決定への影響について

本書提出日現在において、当社はENEOSHDの監査等委員である取締役を務める塩田 智夫氏を当社の監査等委員である取締役として選任しております。同氏は長年にわたり経理・経営企画業務に従事しており、事業運営、財務・会計及びサステナビリティ等における高い見識を備えております。また、ENEOSHDの監査等委員である取締役として監査部門における業務経験も有しております。このような見識及び経験に基づき当

社の取締役会の経営機能を強化いただくことを期待し、当社は同氏を取締役として選任しております。

加えて、当社はENEOSHDからの経営意思決定の透明性・公正性を確保すべく、取締役11名のうち独立性のある社外取締役を5名選任しているほか、委員の過半数及び議長を独立性のある社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設立し、当社取締役の選解任及び役員報酬に関連する重要事項について協議しております。

以上を踏まえれば、当社の自由な経営意思決定が親会社グループの影響により阻害される虞はないものと判断しております。

(3) 当社グループの経営意思決定における親会社グループの事前の関与について

当社グループの経営において、事前にENEOSHDの承認を要する事項は定めておりません。

5. 支配株主等との取引に関する事項

2024年3月期における当社グループと ENEOSHD との主な取引の状況については、当社の新規上場申請のための有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」及び「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 32. 関連当事者との取引」をご参照下さい。

6. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社グループでは、健全な取引を実施し少数株主の利益に十分配慮すべく、ENEOSHD を含む関連当事者との取引を行うにあたっては、関連当事者取引規則に基づく取引の統制を行っております。

具体的には、ENEOSHD を含む関連当事者との間で行う各取引について取引の合理性及び取引条件の妥当性を有することを検証しており、これらが担保される場合に限り取引を実施することとしております。特に ENEOSHD 及びその子会社との取引について、金額的重要性が高いと判断される場合には、実施にあたって取引の合理性及び取引条件の妥当性を当社の取締役会において確認することとしております。また、検証された取引条件通りに取引が実施されている旨、内部監査や監査等委員会監査により事後的に確認することとしております。

以 上